

# 江南市環境基本計画

「ひと・まち・自然にやさしさと責任をもち  
先駆ける生活環境創造都市」を目指して



江南市

## はじめに

本市は、木曾川の恵みを受けて、先人の絶え間ない努力により発展を遂げてきました。また、これまでも良好な環境の保全と創造を目指し多くの環境施策を行い、快適な市民生活の確保に努めてまいりました。特に、ごみ減量化は周辺自治体に先立って取り組んできており、平成10年からは“ごみ減量「<sup>ユウナン</sup>57運動」”を展開し、皆さまのご協力もあって、県下でも有数の1人当たりのごみ発生量の低い市になっております。



しかしながら、自動車排気ガス、生活排水や近隣騒音など、私たちの日常生活が原因となる環境問題が顕在化するようになりました。また、二酸化炭素による地球温暖化やオゾン層の破壊など、私たちの日常生活への影響は地域にとどまらず地球規模の広がりを見せるとともに、将来の世代へも及ぶことが懸念されています。さらに、快適でうるおいあるまちづくりに対する市民要望も高まっています。このように多様化、複雑化する環境問題に対応するため、これまで以上に環境へ配慮したまちづくりを総合的に推進していくことが、強く求められています。

私たちには、地球環境の恵みを享受するだけでなく、将来にわたり引き継いでいく責務があります。そのため、私たちの日常生活や事業活動のあり方そのものを根本から見直し、持続可能な社会を構築していく必要があります。

こうしたことから、本市では従来の環境行政をさらに充実させるため、環境に対する理念と枠組みを定めた江南市環境基本条例を平成13年12月に制定しました。さらにこの条例の趣旨を踏まえ、環境施策を総合的、計画的に推進するため江南市環境基本計画を策定いたしました。

この計画は、江南市の望ましい環境像を「ひと・まち・自然にやさしさと責任をもち先駆ける生活環境創造都市」と定め、行政と市民・事業者がそれぞれの立場から環境像の実現や環境目標の達成を図るための必要な取り組みを示すものです。

今後は、本計画をもとに環境行政の着実な推進に努めてまいりますので、皆さま方の一層のご協力とご参加を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民、事業者の皆様をはじめ、慎重なご審議をいただきました江南市環境審議会及び江南市環境基本計画市民検討委員会の皆さま並びに関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

平成14年3月

江南市長 大池良平

# 江南市環境基本計画

## 目 次

第1部	計画の基本的事項	1
	1. 計画策定の背景	1
	2. 計画の役割	3
	3. 計画の目標年度	3
	4. 計画の位置づけ	4
	5. 計画の対象地域	5
	6. 計画の対象とする環境	5
	7. 推進主体及びその役割	6
	8. 計画の構成	7
第2部	計画のめざすもの	8
	第1章 望ましい環境像	8
	第2章 環境目標	9
	1. きれいな水と身近な緑があり、やさしさとゆとりのあるまち（共生）	10
	2. ごみの減量化やリサイクルが進んだ、公害のない健康で安心して暮らせるまち（循環）	10
	3. 青い地球を次の世代につなぐまち（国際的取り組み）	11
	4. すべての人々が環境保全に関心と責任をもつまち（参加）	11
第3部	環境像の実現に向けて	13
	第1章 取り組みと環境配慮指針について	13
	第2章 環境目標の達成に向けた取り組み	14
	第1節 「きれいな水と身近な緑があり、やさしさとゆとりのあるまち」を 目指して	14
	1. 親しめる水辺空間の整備	14
	2. 利用しやすい公園の整備	15
	3. まちの緑化の推進	16
	4. 生態系の保全と復元	18
	5. 気軽に出歩きたくなるまちの創造	20
	6. 施設のバリアフリー化	21
	7. まちの景観の保全	22
	8. 郷土の歴史・文化の継承	24
	第2節 「ごみの減量化やリサイクルが進んだ、公害のない健康で安心して暮 らせるまち」を目指して	26
	1. ごみ減量化の推進	26
	2. 資源の循環利用の促進	28
	3. ごみの適正処理	30
	4. 公害の現況把握	31

5.	大気汚染の防止	32
6.	水質汚濁の防止	34
7.	騒音・振動の防止	36
8.	地盤沈下の防止	38
9.	悪臭の防止	39
10.	その他の公害への対応	40
第3節	「青い地球を次の世代につなぐまち」を目指して	42
1.	地球温暖化の防止	42
2.	オゾン層の保護	44
3.	水循環の保全	46
4.	森林資源の保護	48
5.	地球環境保全活動の推進	49
第4節	「すべての人々が環境保全に関心と責任をもつまち」を目指して	50
1.	環境教育・環境学習の推進	50
2.	市民参加の推進と情報の共有化	52
3.	環境保全活動の支援と育成	53
第3章	環境配慮指針	54
第1節	市の事業別環境配慮指針	54
1.	土地の改変・施設整備を伴わない事業	55
2.	土地の改変・施設整備を伴う事業	57
3.	イベント事業	60
第2節	地域別環境配慮指針	62
1.	北部地域（東部）	64
2.	北部地域（西部）	65
3.	中央地域	66
4.	南部地域	67
第4部	計画の推進に向けて	68
第1章	全員参加の体制づくり及び推進体制の強化	68
第1節	全員参加の体制づくり	68
1.	情報の収集・提供と共有化	68
2.	環境教育・環境活動の支援	68
第2節	推進体制	69
第3節	環境審議会	69
第4節	重点的取り組みの推進	70
第2章	進行管理の手法の検討	72
第1節	進行管理の方法	72
1.	P D C A サイクル	72
2.	評価方法	73
第2節	年次報告	76
資料編		77